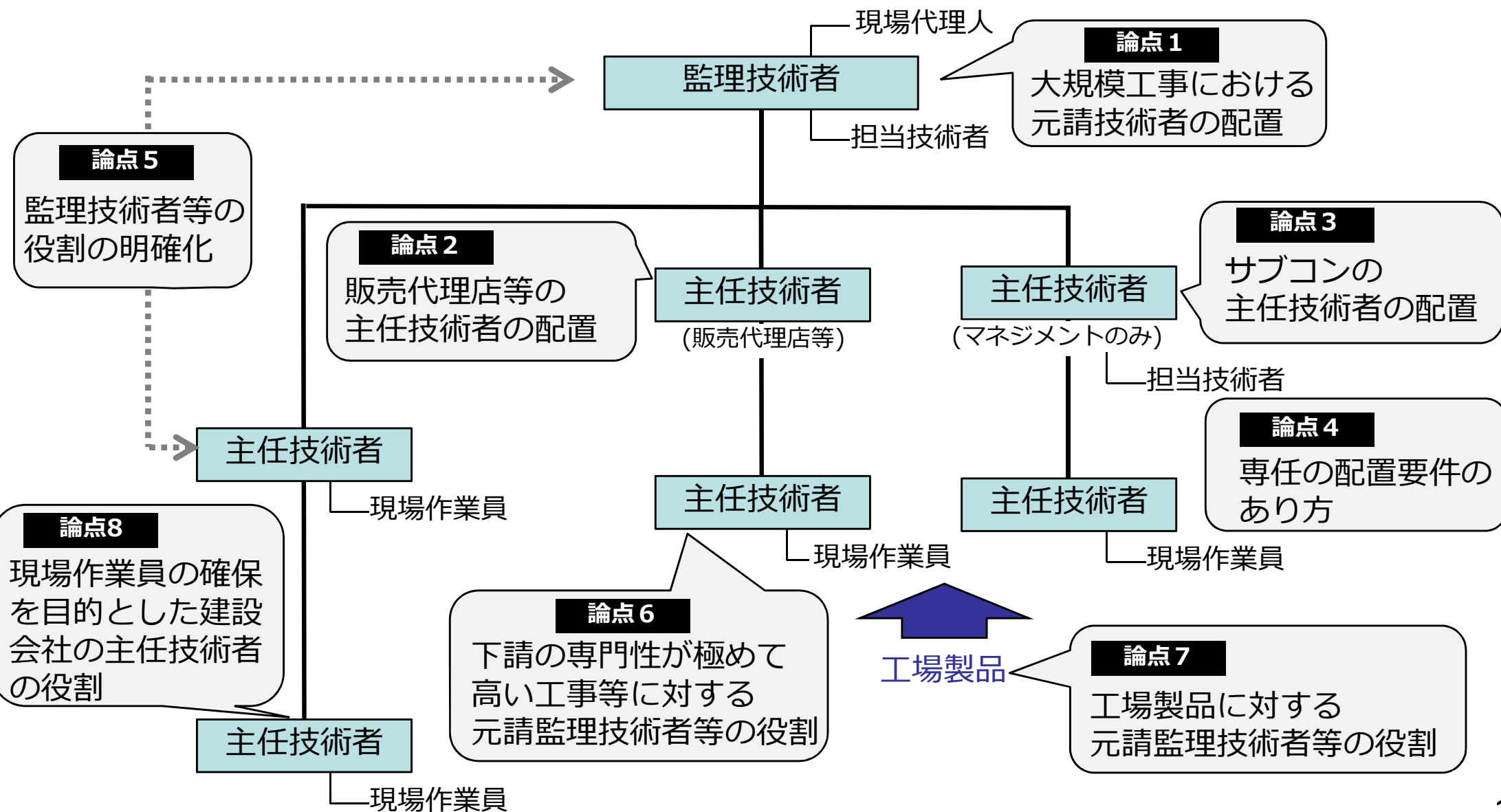


# 技術者の配置等にかかる論点整理

---

# 既存制度と論点の体系図

- 適正施工は、高い技術力を持った技術者が工事現場に配置されることにより確保。
- 建設環境を取り巻く環境の変化を踏まえ、既存制度を点検する必要。



## 配 置

- 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、（中略）当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置かなければならない。〔建設業法第26条〕
  - └─ ○ 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。 他 〔監理技術者制度運用マニュアル〕
- 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては（中略）主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。〔建設業法第26条〕
  - └─ ○ 同旨 〔監理技術者制度運用マニュアル〕

## 職 務

- 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。〔建設業法第26条の3〕
  - └─ ○ 同旨 〔監理技術者制度運用マニュアル〕

## 雇用関係

- 建設工事の適正な施工を確保するために、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり（以下略）  
〔監理技術者制度運用マニュアル〕